

## えんがわファンド助成金 交付に関する確認事項

別紙「2024年度えんがわファンド助成金の交付決定について」のとおり、貴団体への助成金交付が決定いたしました。

このことに関しまして、下記のとおりご留意くださいますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、市民活動支援センター（以下、「センター」）にご連絡ください。

### 記

#### 1 交付方法 口座振込み

- ・別紙「振込依頼書」に必要事項を記入の上、7月5日（金）までに、センターに持参もしくは郵送（必着）で提出してください。
- ・代表者・会計担当者等個人の口座でも構いません。

#### 2 助成金振込日 7月25日（木）

- ・この助成金は、2024年4月1日～2025年1月31日の支出を対象とします。

#### 3 事業における「市民活動支援センター えんがわファンド」の名称記載

「えんがわファンド」は、市民からのサポーター会費や企業・団体からの寄付金等を原資として運用しています。市民の皆様にご助成金を知っていただき、調布のボランティア・市民活動を応援する輪を広げる為、周知・広報活動にご協力をお願いします。

えんがわファンド対象事業・活動で作成した広報物や購入した備品等に、以下のような文言を明記してください。

（例）

○ 講座・イベントのチラシ／団体のパンフレットに

- ・「調布市市民活動支援センター えんがわファンド助成事業」
- ・「調布市市民活動支援センター えんがわファンド」の助成金で作成しました」 等

○ 設置・購入した備品等に

- ・「設置（購入）：市民活動支援センター えんがわファンド」

○ 団体の会報誌に

- ・「えんがわファンドの助成を受けました」

#### 4 市民活動団体情報の掲載協力（後日ご案内をします）

- (1) 市民活動支援センターホームページへの団体情報登録
- (2) 市民活動団体リストへの掲載

## 5 活動現場見学の受け入れについて

- ・直近で助成対象事業が実施される場合は、早急に担当までご連絡下さい。
- ・見学の様子を市民活動支援センターホームページやツイッター、えんがわだよりに掲載させていただく場合があることをご了承ください。

## 6 残余金の扱い

交付した助成金を全額使用しなかった場合、残余金は返還していただきます。残余金の発生が予想された時点で、速やかにセンターにご相談ください。  
(助成決定内容と異なる費目での使用はできません。)

## 7 えんがわファンド交流会

えんがわファンド助成団体の成果発表および交流の場です。チャリティーウォーク実行委員、サポーター会員、寄付を下さった方なども参加し交流と情報交換を行う場です。

助成団体につきましては、2025年実施予定の交流会に必ず出席して下さい。日程等詳細については決定次第ご連絡いたします。

## 8 実施報告について（対象事業が終了次第、速やかに報告をして下さい）

「えんがわファンド助成事業実施報告書」（別紙）

証憑類（領収書等）及び記録写真等実施状況がわかる資料も併せて提出して下さい。（最終提出期限：2025年2月末日）なお、証憑類がない支出は認められません。

## 9 返還について

以下に当てはまる場合、交付した助成金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたことが判明したとき
- (2) 助成金を対象活動及び対象経費以外に使用したとき
- (3) 助成対象の活動を中止、または完了できなかったとき
- (4) 実施報告書の提出が期限までにないとき

## 10 お問い合わせ・振込依頼書送付先

市民活動支援センター 担当：北島

〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティール2階

TEL：042-443-1220 FAX：042-443-1221

E-mail：npo-center@ccsw.or.jp